

当初照会日 平成16年3月25日
金融庁接受日 平成16年3月29日

法令適用事前確認手続に基づく照会申出（補正）

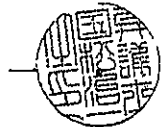
平成16年7月7日

金融庁 監督局 銀行第1課 御中

京都市中京区大宮通四条上る
錦大宮町126番地
照会者 株式会社第一物産
代表者代表取締役 坂本照子

京都市中京区烏丸通二条下る
前田エヌエヌビル9階
国松法律事務所
照会者代理人

弁護士 国松治



第1 照会の趣旨

後記カルテ決済システムにおける照会者の行為が銀行法第2条第2項第2号に定める銀行業務の「為替取引」に該当し、同法第4条第1項に違反し、同法第61条に定める不利益処分に該当するかどうか。

第2 照会の理由

- 1 照会者は、日本において、電子コンテンツを用いた次のような決済代行サービス（カテル決済システム）を行う予定をして

いる。

- (1) 本件スキームの概要（以下において「カテル」とは、照会者が発行する電子マネーを意味し、一定金額の決済方法の指定を電子的な方法により行うものであるが、これにより決済が完了するものではない。また、カテルは、換金することができない。）

I 第1スキーム（スキーム図1-2、ネット販売）

- ①照会者は、ショッピングサイトでユーザーが商品やサービス（以下「商品等」という。）を購入し、商品等購入先が照会者が運営する決済代行サービス（カテル決済システム）の加盟店（以下「カテル加盟店」という。）であり、商品等購入代金の支払方法としてカテル（カテル加盟店に対する商品等購入代金の支払いは、照会者を通じて行うこと）による方法を選択した場合、ユーザーからカテルの申込みを受け付け、カテルを発行する。ユーザーは、カテル加盟店に対してカテルにより決済方法の指定を行う。（スキーム図1-2①～③）
- ②カテル加盟店は、ユーザーに対して商品を発送するなどするとともに、照会者に対してカテル利用料金（商品等購入代金）の請求を行う。（スキーム図1-2④）
- ③照会者は、通信事業者（NTT等）に対してカテル利用料金（商品等購入代金）の回収を依頼し、依頼を受けた通信事業

者は、ユーザーに対して電話料金の請求とともにカテル利用料金（商品等購入代金）を請求する。ユーザーは、請求金額（電話料金及びカテル利用料金（商品等購入代金））を通信事業者に対して支払う。（スキーム図1-2⑤～⑦）

④通信事業者は、ユーザーから支払われたカテル利用料金（商品等購入代金）から収納手数料を差し引いた金額（以下「収納代金」という。）を照会者に対して銀行振込により納める。
（スキーム図1-2⑧）

⑤照会者は、通信事業者から納められた収納代金からカテル利用手数料を差し引いた金額をカテル加盟店に対して銀行振込により支払う。（スキーム図1-2⑨）

II 第2スキーム（スキーム図1-3、ネット販売・先買い）

①ユーザーは、照会者が運営するカテルのホームページ（以下「カテルHP」という。）にアクセスし、カテル（カテル加盟店に対する商品等購入代金の支払いは、照会者を通じて行うこと）の申込みを行い、照会者よりカテルの発行を受ける。ユーザーが発行を受けたカテルは使用時までカテルHPに保存され、ユーザーは、カテルHPにアクセスすることにより、発行を受けたカテルの使用可能残高（金額）の確認ができる。
（スキーム図1-3①）

②照会者は、通信事業者（NTT等）に対してカテルの発行額の回収を依頼し、依頼を受けた通信事業者は、ユーザーに対して電話料金の請求とともにカテルの発行額を請求し、ユーザーから請求金額の支払いを受けた後に、カテルの発行額から収納手数料を差し引いた金額（以下「収納金額」という。）を照会者に対して銀行振込により納める。（スキーム図1-3②～⑤）

③ユーザーは、ショッピングサイトで商品等を購入し、商品等購入先がカテル加盟店であり、商品等購入代金の支払方法としてカテルによる方法を選択した場合、カテル加盟店に対してカテルにより決済方法の指定を行う。（スキーム図1-3⑥）

④加盟店は、ユーザーに対して商品を発送するなどするとともに、照会者に対してカテル利用料金（商品等購入代金）の請求を行う。（スキーム図1-3⑦）

⑤照会者は、収納金額のうちカテル利用料金からカテル利用手数料を差し引いた金額を加盟店に対して銀行振込により支払う。（スキーム図1-3⑧）

Ⅲ 第3スキーム（スキーム図2-2、リアル店舗の場合）

①ユーザーは、照会者が運営するカテルHPにアクセスし、カ

テル（カテル加盟店に対する商品等購入代金の支払いは、照会者を通じて行うこと）の申込みを行う。その際には、ユーザーが使用する携帯電話の電話会社、携帯電話の e-mail アドレス、カテル使用時に必要なパスワードの登録が必要となる。

（スキーム図 2 - 2 ①）

②照会者は、カテルHPよりユーザーの携帯電話に URL 付の e-mail を送信し、ユーザーに対してカテルを発行するとともに、通信事業者（NTT等）に対してカテルの発行額の回収を依頼する。ユーザーが発行を受けたカテルは使用時までカテルHPに保存され、ユーザーは、カテルHPにアクセスすることにより、発行を受けたカテルの使用可能残高（金額）の確認ができる。（スキーム図 2 - 2 ②）

③依頼を受けた通信事業者は、ユーザーに対して電話料金の請求とともにカテルの発行額を請求し、ユーザーから請求金額の支払いを受けた後に、カテルの発行額から収納手数料を差し引いた金額（以下「収納金額」という。）を照会者に対して銀行振込により納める。（スキーム図 2 - 2 ③～⑤）

④ユーザーは、カテル加盟店の実在する店舗で商品を購入し、商品購入代金の支払方法としてカテルによる方法を選択した場合、カテルHPより送信を受けた URL 付の e-mail よりカ

テルユーザー専用HPにアクセスし、カテルの申込みの際に登録したパスワードを入力することで、発行を受けたカテルの使用可能残高（金額）を表すバーコードの発行を携帯電話の画面に受ける。（スキーム図2-2⑥）

⑤カテル加盟店は、ユーザーの携帯電話の画面上のバーコードを読み取ることにより、ユーザーから決済方法の指定を受け、商品を発送するなどするとともに、照会者に対してカテル利用料金（商品等購入代金）の請求を行う。（スキーム図2-2⑦～⑧）

⑥照会者は、収納金額のうちカテル利用料金からカテル利用手数料を差し引いた金額を加盟店に対して銀行振込により支払う。（スキーム図2-2⑨）

（2）本件スキームにおける照会者、カテル加盟店、通信事業者及びユーザーの契約関係（以下において「カテル」とは、照会者が発行する電子マネーを意味し、一定金額の決済方法の指定を電子的な方法により行うものであるが、これにより決済が完了するものではない。また、カテルは、換金することができない。）

I 照会者とユーザーとの間

照会者は、ユーザーからカテルの申込みを受け付けた場合、カテル加盟店での商品等購入代金の決済方法を指定するための

カテルを発行すること、商品等購入代金（カテルの利用料金（発行額））の請求を通信事業者を介して行うこと、ユーザーのカテル加盟店に対する代金債務は、ユーザーがカテルの利用料金（発行額）を通信事業者に支払うことで消滅し、照会者（通信事業者）に移転すること等を内容とする契約（カテル利用契約）を締結する。

II 照会者とカテル加盟店との間

照会者は、ユーザーがカテル加盟店でカテルを使用した場合（ユーザーが、カテル加盟店に対し商品等購入代金の支払いは照会者を通じて行うことを指定した場合）、ユーザーからのカテルの利用料金（商品等購入代金）の回収を通信事業者を介して照会者がカテル加盟店に代わって行う（商品等代金回収代行の委託を受ける。）こと、一定の手数料（通信事業者の収納手数料、カテル利用手数料）が差し引かれた後の金額を銀行振込により支払うこと、ユーザーのカテル加盟店に対する代金債務は、ユーザーがカテルの利用料金（発行額）を通信事業者に支払うことで消滅し、照会者（通信事業者）に移転すること等を内容とする契約（代金回収代行委託契約）を締結する。

III 照会者と通信事業者との間

照会者がユーザーからカテルの購入申込みを受け付け、カテ

ルを発行した場合、通信事業者との間において、通信事業者は、ユーザーに対する電話料金の請求とともにカテルの利用料金（商品等購入代金）又は発行額を照会者に代わって請求を行うこと、通信事業者は、ユーザーから請求金額の支払いを受けた後に、カテル利用料金（商品等購入代金）又は発行額から収納手数料を差し引いた金額を照会者に対して銀行振込により納めること、ユーザーのカテル加盟店に対する代金債務は、ユーザーがカテル利用料金（発行額）を通信事業者に支払うことで消滅し、通信事業者に移転すること等を内容とする契約（請求代行サービス利用契約）を締結する。

IV 通信事業者とユーザーとの間

通信事業者は、ユーザーが照会者からカテルの発行を受けた場合、ユーザーに対してカテルの利用料金（商品等購入代金）又は発行額の請求を照会者に代わって行うこと、ユーザーのカテル加盟店に対する代金債務は、ユーザーがカテルの利用料金（商品等購入代金）又は発行額を通信事業者に支払うことで消滅し、通信事業者（照会者）に移転すること等を内容とする契約（コンテンツ料金回収代行サービス利用契約）を締結する。

2 ところで、銀行法第2条第2項第2号の「為替取引」とは、隔地者間の金銭債権・債務の決済あるいは資金移動を現金の輸

送によらずに金融機関を介して行う仕組みと定義され、振込、送金、代金取立等の形態があり、通常、依頼者、銀行（仕向銀行、被仕向銀行）、受取人の3者ないし4者の関係になるとされているが（加藤一郎監修・吉原省三編「現代銀行取引法」8内国為替）、本件カテル決済システムがユーザーと加盟店との商品等の購入代金の回収を代行するものであるため、上記「為替取引」に抵触しないか疑義が出された。

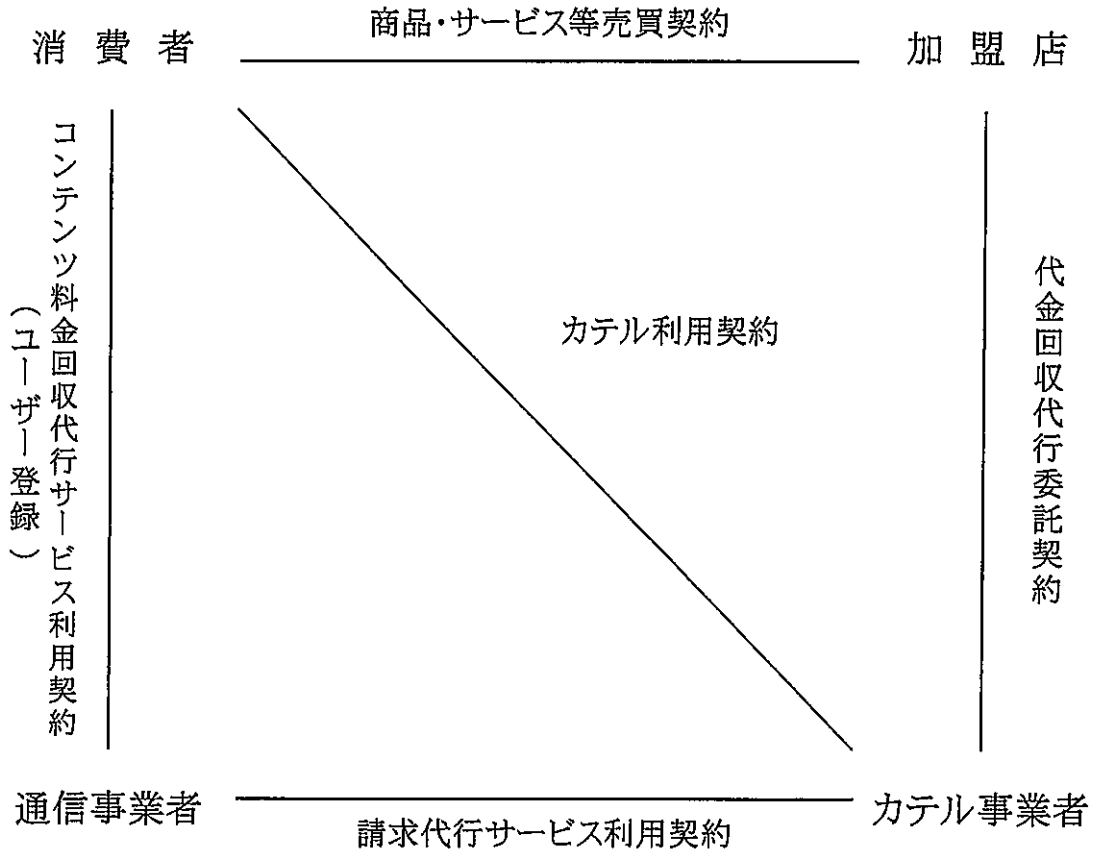
- 3 しかしながら、両者の仕組みを比較検討すると、そもそも、本件カテル決済システムでは、照会者・ユーザー・加盟店、照会者・ユーザー・通信事業者のそれぞれの3者間における代金回収関係が併存し、照会者は、その要に位置して、商品等代金の支払ないし回収の代行業務を行うものであり、単に債務の決済や資金移動の手段を提供するものではない。そして、ユーザーの加盟店に対する商品等の代金支払いは、通信事業者を介し、照会者を通してなされるが、通信事業者・照会者間、照会者・加盟店間の決済は、銀行振込が予定されており、ここでは現実の資金移動がある。しかも、ここでの資金移動は、通信業者から照会者、照会者から加盟店への一方通行であり、日常相互に為替取引がなされる上記仕向銀行と被仕向銀行のように、双方の資金移動についての相殺処理は予定されていない。因みに、

ここでの銀行振込の部分は、まさに為替取引であるが、これは本件カテル決済システムにおける代金回収を遂行するための手続に過ぎず、振込業務の主体は金融機関であり、照会者は、その依頼者または受取人に過ぎない。

4 このように、本件カテル決済システムと為替取引では、目的や機能、態様が異なるので、照会者は、本件カテル決済システムが銀行法第2条第2項第2号に定める「為替取引」には当たらないと考えている。

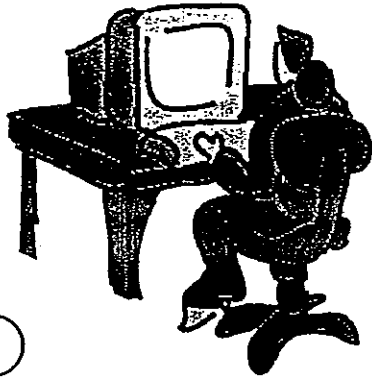
5 なお、照会者は、照会者名並びに照会及び回答の内容が公表されることに同意する。

システム図



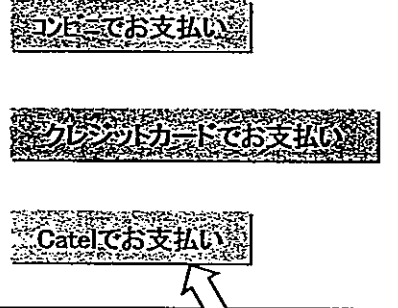
1-1. Catellによる決済システム(ネット販売)～概要～

インターネットのショッピングサイトより、ご希望の商品を選んで頂きます。



①

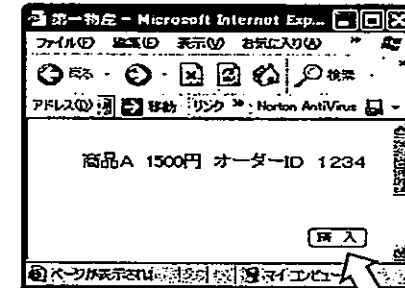
購入画面でCatellを選択して頂きます。



②

クリック!

商品を購入して頂きます。



③

クリック!

電話料金引落のお知らせ

電話料金 2,000円

Catellご利用分 1,500円

合計 3,500円

商品代金が電話料金と一緒に引落され、明細がお客様の手元に届きます。



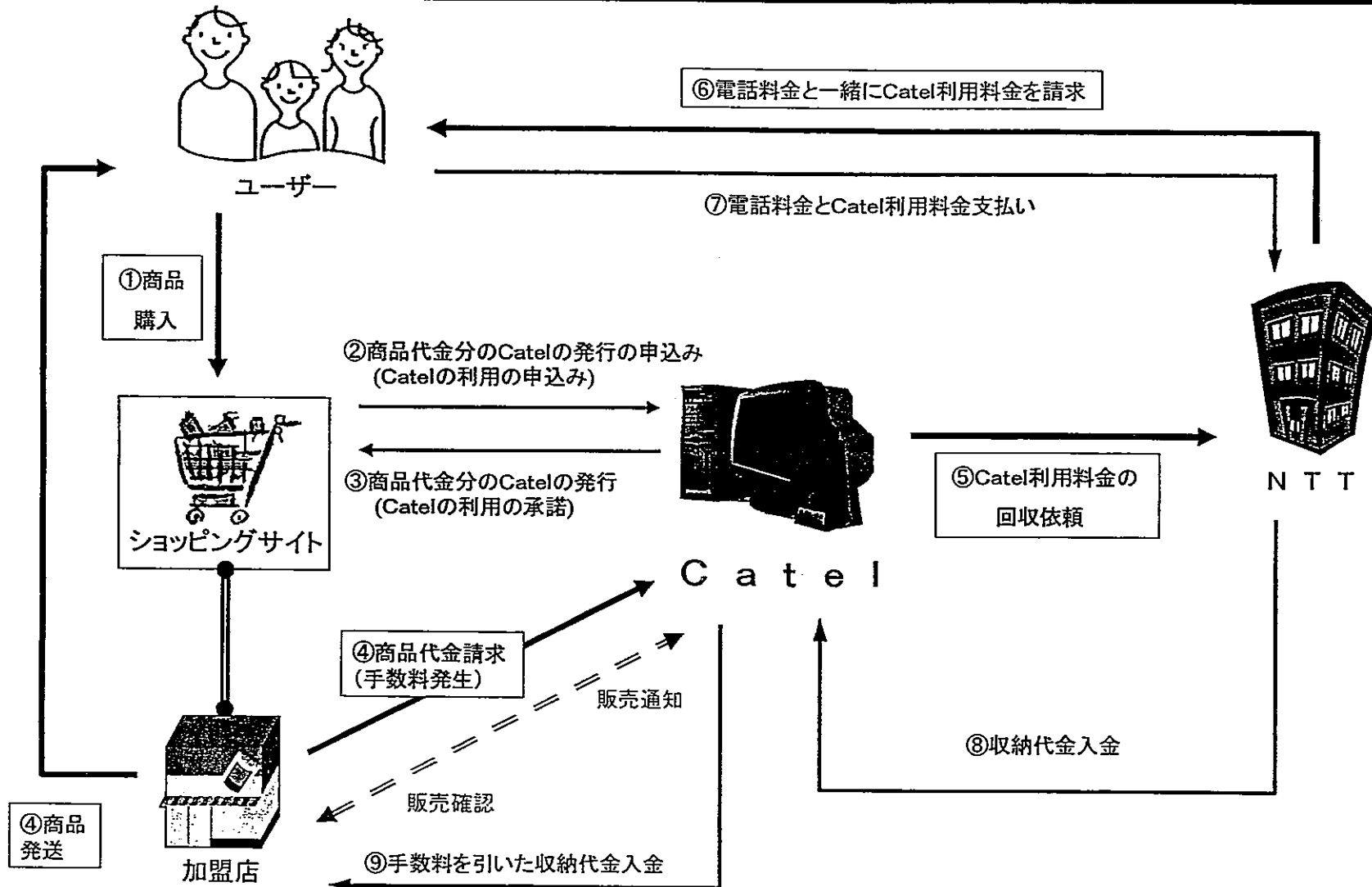
⑤

数日後、商品がお客様の手元に届きます。



④

1-2. Catelによる決済システム(ネット販売)～詳細～

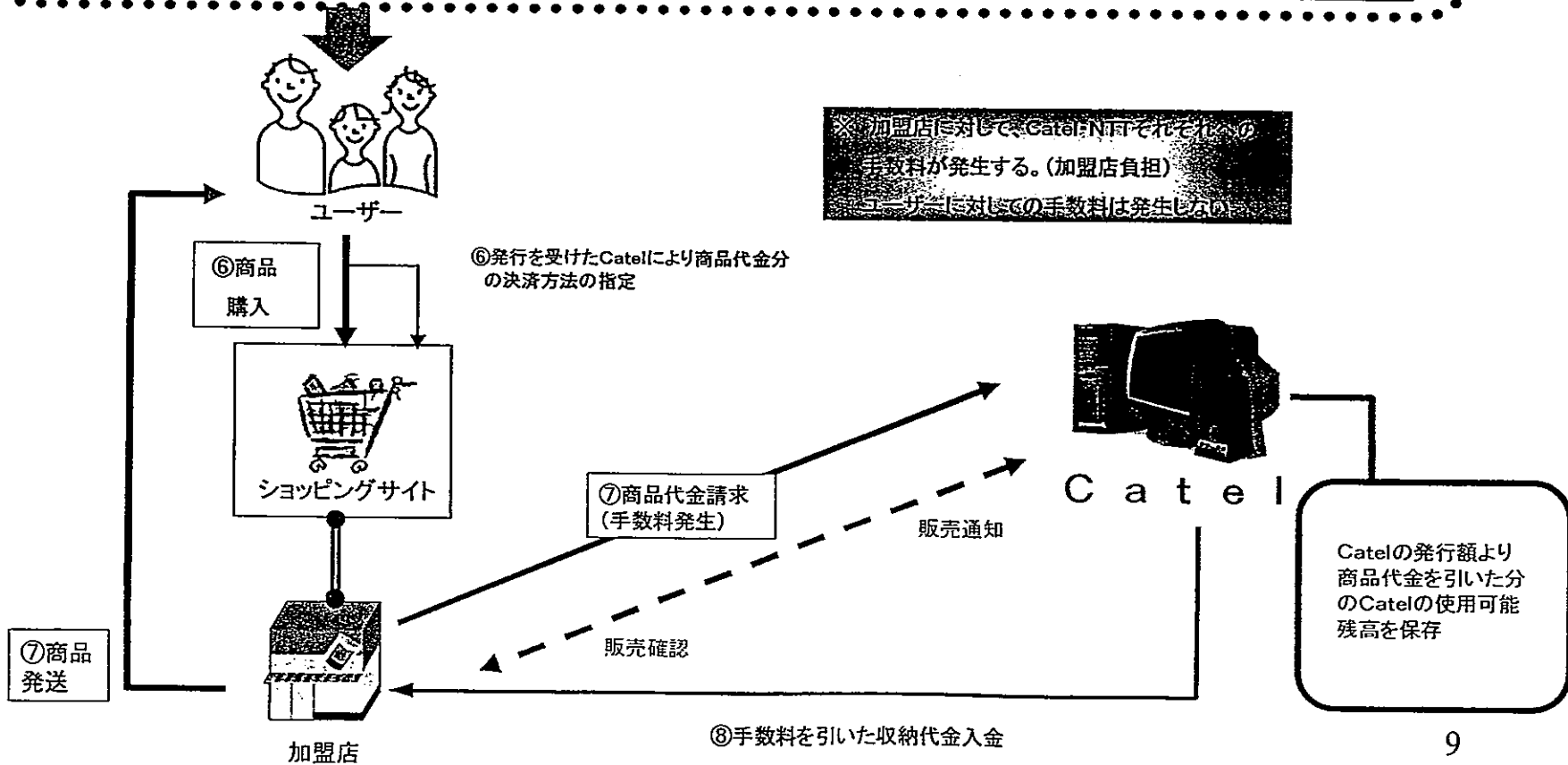
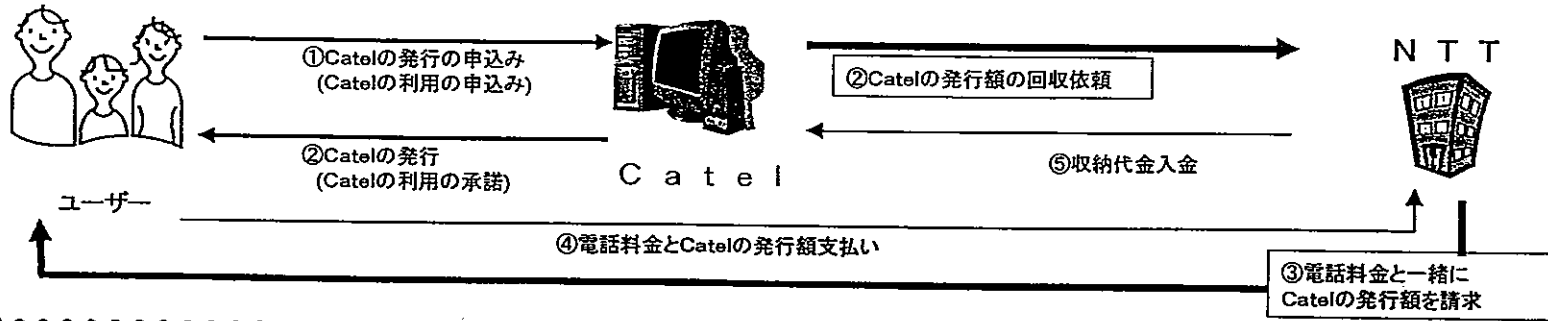


※ 加盟店に対して、Catel・NTTそれぞれへの手数料が発生する。(加盟店負担)
 ユーザーに対しての手数料は発生しない。

1-3. Catellによる決済システム(ネット販売・先買い)～詳細～

事前にCatellを購入する(Catell先買い)

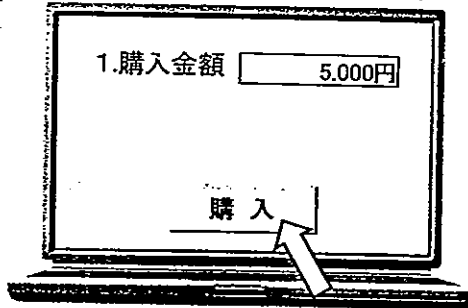
※ 発行を受けたCatellは使用時までCatellに保存され、ユーザーはCatellホームページより残高の確認ができる。



※ 加盟店に対して、Catell・NTTそれぞれの
手数料が発生する。(加盟店負担)
ユーザーに対しての手料は発生しない。

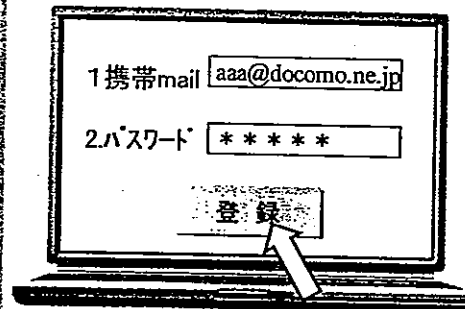
2-1. Catelによる決済システム(リアル店舗の場合)～概要～

事前にCatelサイトにCatelの発行の申込み(Catelの利用の申込み)をしていただきます。



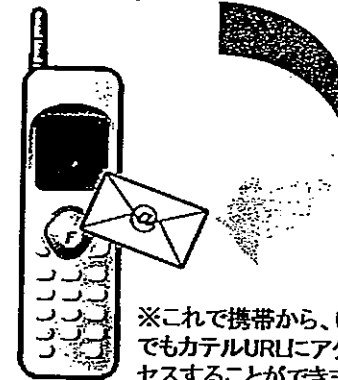
① クリック!
※実際に現金で購入するものではありません。

次に、携帯mailと任意のパスワードを登録して頂きます。



② クリック!

ユーザーの携帯にCatelより、URL付のメールが届きます。



③ ※これで携帯から、いつでもカテルURLにアクセスすることができます。

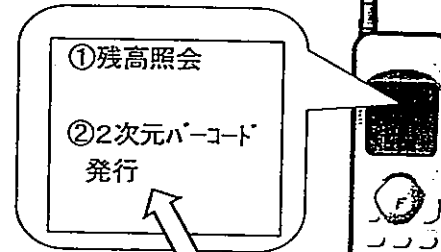
携帯に表示されている、2次元バーコードを、バーコードリーダーに読み取らせると、代金支払いはOKです。商品代金は、後日、ユーザーの固定電話料金と一緒に引落されます。※携帯電話料金からの引落しではありません。



⑤ 携帯の画面に出たバーコードをレジで読み取ります。



実際の店舗に行き、商品を買う際に、カテルURLにアクセス。画面よりバーコードを発行して頂きます。



④ ここで、バーコードを発行。

2-2. Catelによる決済システム(リアル店舗の場合)～詳細～

事前にCatelを購入する(Catel先買い)

※ 発行を受けたCatelは使用時までCatelに保存され、ユーザーはCatelホームページより残高の確認ができる。

